

## 土木工事施工条件

| 明示項目  | 明示事項 |
|---|------|
| <b>工程関係</b> <p><b>(施工時間帯)</b><br/>           本工事は、「ステップ区割図」のとおり、道路を切り回しながらの昼間施工、夜間施工を見込んでいる。<br/>           ただし、時間帯の変更が必要となった場合は監督職員と協議すること。<br/> <br/>           昼間施工：8時～17時<br/>           夜間施工：22時～翌5時</p> <p><b>(施工班数)</b><br/>           本工事は、以下に示す工種、ステップについて、2班による施工を見込んでいる。<br/>           • 踏掛版設置工<br/>           • 「ステップ区割図」step4-3<br/>           なお、班編成は任意であるが、現場の実情、地元及び関係機関との協議等により、この条件に制約が生じた場合は監督職員との協議により工期変更の対象とする。</p> <p><b>(昼夜並行施工)</b><br/>           「ステップ区割図」step4-3において、昼夜並行施工を見込んでいる。<br/>           ただし、現場の実情、地元及び関係機関との協議等により、この条件に制約が生じた場合は監督職員との協議により工期変更の対象とする。</p> <p><b>(施工可能時期等)</b><br/>           本工事のうち仮橋及び鋼矢板撤去は、非出水期に施工するものとし、出水期中（6月11日～10月25日）は、河川内作業をしてはならない。</p> <p><b>(他工事との調整)</b><br/>           本工事は、以下の発注予定工事と工程調整等を行うものとする。</p> |      |

|                            | <p><b>(支障物件の移設)</b></p> <p>工事の支障となる NTT 柱の移設（1本）があり、移設完了時期は令和9年3月を予定している。</p> <p><b>(交通規制)</b></p> <p>「ステップ区割図」に基づく規制の詳細については警察と協議調整中であり、施工にあたり交通規制計画が追加・変更となった場合は協議により変更契約の対象とする。</p> <p>また、3車線以上で交通開放する場合は、交通開放の2カ月以上前に、警察へ着手日の報告を行う必要があるため、「ステップ区割図」ステップ4-2へ着手する時期について、決まり次第、監督職員へ報告すること。</p> <p><b>(交通誘導警備員)</b></p> <p>交通誘導警備員Bは、施工時に工事箇所入口・出口及び規制起点・終点での工事車両誘導のため、1日あたり4名を配置することとし、延べ1,513人を見込んでいる。</p> <p>ただし、現場の実情や地元及び関係機関との協議等により変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p> <p><b>(建設副産物関係)</b></p> <p>本工事で発生するコンクリート殻については、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="541 1410 790 1477">受入施設</th><th data-bbox="790 1410 1398 1477">備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="541 1477 790 1709">産業廃棄物処分場の中間処理の許可を有する再資源化施設</td><td data-bbox="790 1477 1398 1709">広島市南区出島二丁目12番13号の株式会社河崎マテリアル出島工場（片道運搬距離7.9km）に搬出するように見込んでいるが、当該箇所以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。</td></tr> </tbody> </table> <p><b>(アスファルト殻)</b></p> <p>本工事で発生するアスファルト殻については、下記の受入施設に搬出することとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="541 1904 790 1971">受入施設</th><th data-bbox="790 1904 1398 1971">備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="541 1971 790 2012">産業廃棄物処分</td><td data-bbox="790 1971 1398 2012">安芸郡熊野町字深原平2668-32の鹿島道路株</td></tr> </tbody> </table> | 受入施設 | 備 考 | 産業廃棄物処分場の中間処理の許可を有する再資源化施設 | 広島市南区出島二丁目12番13号の株式会社河崎マテリアル出島工場（片道運搬距離7.9km）に搬出するように見込んでいるが、当該箇所以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。 | 受入施設 | 備 考 | 産業廃棄物処分 | 安芸郡熊野町字深原平2668-32の鹿島道路株 |
|----------------------------|---|------|-----|----------------------------|---|------|-----|---------|-------------------------|
| 受入施設                       | 備 考   |      |     |                            |   |      |     |         |                         |
| 産業廃棄物処分場の中間処理の許可を有する再資源化施設 | 広島市南区出島二丁目12番13号の株式会社河崎マテリアル出島工場（片道運搬距離7.9km）に搬出するように見込んでいるが、当該箇所以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。   |      |     |                            |   |      |     |         |                         |
| 受入施設                       | 備 考   |      |     |                            |   |      |     |         |                         |
| 産業廃棄物処分                    | 安芸郡熊野町字深原平2668-32の鹿島道路株   |      |     |                            |   |      |     |         |                         |

|  |                     |   |
|--|---------------------|---|
|  | 場の中間処理の許可を有する再資源化施設 | 式会社広島東合材製造所（片道運搬距離 15.8 km）に搬出するように見込んでいるが、当該箇所以外の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬出することを妨げるものではない。 |
|--|---------------------|---|

#### (スクラップ)

本工事で発生するスクラップについては、下記の受入施設に搬出することとする。

| 受入施設                                | 備 考  |
|-------------------------------------|--|
| 広島県条例「金属屑行条例」第6条に基づく届済証の交付を受けた買取事業者 | 広島市南区仁保新町一丁目 8 番 37 号の株式会社広島紙料センター（片道運搬距離 2.6 km）に搬出するように見込んでいるが、広島県条例「金属屑業条例」第6条に基づく届済証の交付を受けた他の買取事業者に搬出することを妨げるものではない。 |

#### 公害関係

##### (公害発生の抑制)

施工にあたっては、振動規制法・騒音規制法に基づき作業を実施すること。基礎杭等の撤去にあたっては、騒音、振動の測定を行うものとし、その測定方法等については監督職員と協議するものとする。

##### (家屋事前調査)

作業に着手する前に以下の通り事前調査（建物等の調査、工作物の調査）を行うこと。

|        |  |
|--------|--|
| 建物等の調査 | 非木造建物（用途区分）イ<br>建物延べ面積 200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満 1 棟 |
|        | 非木造建物（用途区分）ハ<br>建物延べ面積 200m <sup>2</sup> 未満 5 棟                      |
|        | 非木造建物（用途区分）ハ<br>建物延べ面積 200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満 1 棟 |
| 工作物の調査 | 敷地面積 100m <sup>2</sup> 以上 300m <sup>2</sup> 未満 3 箇所                  |

なお、工作物の状況等によりこれによりがたい場合、変更契約の対象とする。

|             |  |
|-------------|--|
| <b>仮設関係</b> | <p><b>(施工機械)</b></p> <p>仮設歩道橋の杭橋脚撤去はバイブロハンマ工法（油圧バイブロハンマ 767kN 242kw）を見込んでいる。また、存置鋼矢板撤去は上部障害クリア工法（クリアパイラー）を見込んでいる。</p> <p>なお、現地の地質条件等によりこれによりがたい場合、変更契約の対象とする。</p> <p><b>(発生品の再利用)</b></p> <p>縁石撤去により発生する歩車道境界ブロックのうち 249m については、再利用をすることとする。</p> <p>なお、歩車道境界ブロックの劣化・破損状況等によりこれによりがたい場合、変更契約の対象とする。</p> <p><b>(占用者連絡調整会議)</b></p> <p>橋梁添架者が複数あり、土工部においても地下埋設物の移設・新設が生じることから、占用者連絡調整会議に出席すること。また、必要な資料については、受注者において作成すること。</p> <p><b>(上流側仮設歩道橋の管理)</b></p> <p>前工事で設置した仮設歩道橋の管理については、下記のとおり見込んでいる。</p> <p>なお、補修等が必要となった場合は監督員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮橋工（上流側歩道橋） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材 主部材（31.4 t）、副部材（2.7 t）、覆工板（180m<sup>2</sup>）</li> <li>・ 貸料期間 6か月を見込んでいる。</li> </ul> <p>（令和8年10月1日～令和9年3月31日）</p> </li> </ul> <p><b>(積算)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適用積算基準書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社 令和7年8月）</li> </ul> </li> <li>○ 適用労務単価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年3月</li> </ul> </li> <li>○ 適用単価世代 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年2月（入札時の単価）</li> </ul> </li> </ul> |
|-------------|--|